

○時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（平成二十一年総務省告示第二百四十七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

(1) 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル以下の値
一、九一五・七MHz以上二、 九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル以下の値
一、九一九・六MHz以上二、 九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

注 (略)
 (2) 陸上移動局の送信装置

注 (略)
 (2) 陸上移動局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
一、九一五・七MHz以上二、 九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
一、九一九・六MHz以上二、 九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値

一七〇MHz未満(注)	電力が(一)三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

3(5) (略)

二 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上(一)、 四二七・九MHz以上一、四 六二・九MHz以下、一、四 七五・九MHz以上一、五一 〇・九MHz以下、一、七四 九・九MHz以上一、七八四・ 九MHz以下、一、八四四・ 九MHz以上一、八七九・九 MHz以下、一、八八四・五 MHz以上一、九一五・七MHz以 下、一、九二〇MHz以上一、 九八〇MHz以下及び二、一 一〇MHz以上二、一七〇MHz	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

一七〇MHz未満(注)	電力が(一)三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

3(5) (略)

二 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上(一)、 四二七・九MHz以上一、四 六二・九MHz以下、一、四 七五・九MHz以上一、五一 〇・九MHz以下、一、七四 九・九MHz以上一、七八四・ 九MHz以下、一、八四四・ 九MHz以上一、八七九・九 MHz以下、一、八八四・五 MHz以上一、九一九・六MHz以 下、一、九二〇MHz以上一、 九八〇MHz以下及び二、一 一〇MHz以上二、一七〇MHz以	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

以下を除く。(注)	(略)
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上(一、 八八四・五MHz以上)、 九一五・七MHz以下を除く。 (注)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

注 (略)

3~5 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

下を除く。(注)	(略)
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上(一、 八八四・五MHz以上)、 九一九・六MHz以下を除く。 (注)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

注 (略)

3~5 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一〇・〇五 MHz 以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一七〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

(2) 2・3 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・七五GHz未満)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一〇・〇五 MHz 以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一七〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

(2) 2・3 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・七五GHz未満)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値

五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。

一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下
 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

(略)

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数 (略)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
不要発射の強度の許容値	
周波数 (略)	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下(七一八MHzを超え七四八MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下)並びに、七四四・九MHzを

五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下
 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

(略)

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数 (略)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
不要発射の強度の許容値	
周波数 (略)	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下(七一八MHzを超え七四八MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下)並びに九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下)を除く。

<p>超え一、七四九・九MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては七七三MHz以上八〇三MHz以下、三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下)を除く。</p>	
<p>(略)</p> <p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下及び一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>(略)</p> <p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下及び一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上二、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上二、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

<p>(略)</p> <p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	
<p>(略)</p> <p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>(略)</p> <p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下及び九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上二、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

○MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）	
一、四七五・九MHz以上二、五一〇・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)であつて、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値、チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものにあつては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五デシベル以下の値とする。
一、八三九・九MHz以上二、八四四・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値。ただし、一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)にあつては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値とする。
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の

以上二、一七〇MHz以下を除く。）	
一、四七五・九MHz以上二、五一〇・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)であつて、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値、チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものにあつては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五デシベル以下の値とする。
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
(略)	(略)
(略)	(略)

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の

中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限る。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、**一、八三九・九MHz**以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上**一、九一五・七MHz**以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつてはこの限りでない。

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

- 1 (略)
- 2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz 以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限る。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、**一、八四四・九MHz**以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上**一、九一九・六MHz**以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつてはこの限りでない。

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

- 1 (略)
- 2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz 以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

(略)	(略)
一、八八四・五 MHz 以上、 <u>九一・七 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注1・2 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上、 <u>九一・七 MHz</u> 以下を除く)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上、 <u>九一・七 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値

注 (略)

3~5 (略)

五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

(略)	(略)
一、八八四・五 MHz 以上、 <u>九一・六 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注1・2 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上、 <u>九一・六 MHz</u> 以下を除く)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上、 <u>九一・六 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値

注 (略)

3~5 (略)

五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

(2)

<p>一、〇〇〇 MHz以上二・七五 GHz未満（一、八八四・五 MHz以上一、九一五・七 MHz以下及び二、〇一〇 MHz以上二、〇二五 MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz以上一、九一五・七 MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル以下の値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一、八八四・五 MHz以上一、九一五・七 MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz以上一、九一五・七 MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

陸上移動局の送信装置

(2)

<p>一、〇〇〇 MHz以上二・七五 GHz未満（一、八八四・五 MHz以上一、九一九・六 MHz以下及び二、〇一〇 MHz以上二、〇二五 MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz以上一、九一九・六 MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル以下の値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一、八八四・五 MHz以上一、九一九・六 MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz以上一、九一九・六 MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

陸上移動局の送信装置

注 (略)
3・4 (略)

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうちバースト長が五ミリ秒のものの技術的条件

- 1 (略)
 - 2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。
- (1) 基地局の送信装置

一〇MHz	五MHz			チャンネル間隔	周波数	不要発射の強度の許容値
	(略)	(略)	(略)	(略)		
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	(略)	(略)	一、九一五・七MHz以上一、 九二〇MHz未満	(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値	(略)	(略)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル

注 (略)
3・4 (略)

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうちバースト長が五ミリ秒のものの技術的条件

- 1 (略)
 - 2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。
- (1) 基地局の送信装置

一〇MHz	五MHz			チャンネル間隔	周波数	不要発射の強度の許容値
	(略)	(略)	(略)	(略)		
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	(略)	(略)	一、九一九・六MHz以上一、 九二〇MHz未満	(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値	(略)	(略)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル

一〇 MHz	五 MHz	チャンネル間隔
(略)	(略)	周波数
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値
(注) 一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満を除く。)	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満 四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満を除く。	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

(2) 注 (略)
陸上移動局の送信装置

(略)	一、九一五・七MHz以上二、九二〇MHz未満	以下の値
(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値

一〇 MHz	五 MHz	チャンネル間隔
(略)	(略)	周波数
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値
(注) 一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一六MHz未満を除く。)	一、八八四・五MHz以上一、九一六MHz未満 四・五MHz以上一、九一六MHz未満を除く。	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

(2) 注 (略)
陸上移動局の送信装置

(略)	一、九一六MHz以上二、九二〇MHz未満	以下の値
(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値

(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)

355 (略)

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であって、時分割複信方式を用いるものうち送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものの送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一)、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以下、	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値

(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)

355 (略)

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であって、時分割複信方式を用いるものうち送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものの送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一)、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以下、	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値

<p>上二、八七九・九MHz以下、一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九・四</u>五MHz以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz以下、二、〇二〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。</p>	
<p>一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>五・五五MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>五・五五MHz以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz未満、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz未満を除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>五・五五MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

注 (略)

<p>上二、八七九・九MHz以下、一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>・四五MHz以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz以下、二、〇二〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。</p>	
<p>一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>・四五MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>・四五MHz以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz未満、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz未満を除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・六五MHz以上、<u>九一九</u>・四五MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

注 (略)

3
5
(略)

3
5
(略)